

写

滋 賃 審 第 2 1 号
令和 6 年 10 月 23 日

滋 賀 労 働 局 長
多 和 田 治 彦 殿

滋 賀 地 方 最 低 賃 金 審 議 会
会 長 平 井 建 志

滋 賀 県 は ん 用 機 械 器 具 、 生 産 用 機 械 器 具 、 業 務 用 機 械 器 具 製 造 業 最 低 賃 金 の 改 正 決 定 に つ い て (答 申)

当審議会は、令和6年8月21日付け滋労発基0821第2号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので答申する。

滋賀県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

滋賀県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者

- (1) はん用機械器具製造業
- (2) 生産用機械器具製造業（農業用機械製造業（農業用器具を除く）（農業用トラクタ製造業を除く。）建設用ショベルトラック製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。）
- (3) 業務用機械器具製造業（事務用機械器具製造業、サービス用・娯楽用機械器具製造業又はこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所に限る。）
- (4) 純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)から(3)までに掲げる産業に分類されるものに限る。）

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 1,060円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和6年12月31日